

## 70歳以上の高齢ドライバーの運転免許証に係る各種手続き案内

令和6年9月版

区分	70歳以上 75歳未満の方	75歳以上の方	臨時認知機能検査	臨時高齢者講習
該当する方	免許証有効期間満了日における年齢が70歳以上 75歳未満の方	免許証有効期間満了日における年齢が75歳以上の方	75歳以上で、一定の違反行為をされた方	臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」となった方（直近の検査で「認知症のおそれあり」又は「旧法検査の第一分類」であった方を除く）
手続きの流れ等	① 講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 高齢者講習を受講する ↓ ④ 免許証を更新する （別途更新手数料が必要）	① 検査・講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 運転技能検査（該当者のみ）・認知機能検査・高齢者講習を受検・受講する ↓ ④ 免許証を更新する （別途更新手数料が必要）	① 臨時認知機能検査通知書が届く ↓ ② 指定の日時・場所で認知機能検査を受検する ↓ ③ 認知機能検査結果通知書が届く （臨時高齢者講習の該当者になれば、臨時高齢者講習通知書が別途届きます。）	① 臨時高齢者講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 臨時高齢者講習を受講する
手数料 <small>（認定教育・認定検査で実施している自動車学校では異なる場合があります）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者講習                              ・ 2時間                              （普通自動車対応免許を更新される方）  <span style="float: right;"><b>6,450円</b></span></li> <li>・ 1時間                              （原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方）  <span style="float: right;"><b>2,900円</b></span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転技能検査 <b>3,550円</b></li> <li>● 認知機能検査 <b>1,050円</b></li> <li>● 高齢者講習                              ・ 2時間                              （普通自動車対応免許を更新される方（運転技能検査対象者を除く））  <span style="float: right;"><b>6,450円</b></span></li> <li>・ 1時間                              （原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方又は運転技能検査対象者）  <span style="float: right;"><b>2,900円</b></span></li> </ul>	臨時認知機能検査・臨時高齢者講習は、通知書を受け取った翌日から <b>1か月以内</b> に受検・受講する必要があります。	
予約方法	各通知書が届いたら、通知書に記載のある自動車学校等へ電話で予約をしてください。（臨時認知機能検査を除く） 広島県警察のホームページに予約状況を掲載しておりますので、予約の参考としてください。			

※ 手数料は令和7年3月24日以降、変更となる場合があります。